



入管法の改正 ～難民申請3回目以降の申請者は強制送還の対象になりました～

(西郷)

最近ニュースでも話題になっていますが、入管法が改正され、令和6年6月10日に施行されました。

1. そもそも入管法ってどんな法律？

正式名称は「出入国管理及び難民認定法」です。日本国への入国、帰国、日本国からの出国、外国人の日本国における在留許可とその手続きなどに関して定められている法律です。今回改正されたのは外国人の日本国における在留許可の部分です。

2. 改正点

今回の主な改正点は、従来、難民認定申請中は強制送還を一律に停止するとなっていたものを、難民認定申請3回目以降は相当の理由を示さない限り強制送還の対象とするようにしたことです。

難民認定申請中は強制送還を一律に停止していたため、申請→不許可→申請を繰り返すことで本来難民認定の条件を満たしていない方が日本に在留し続けるといった問題がありました。そのため、3回目以降は難民認定申請中でも強制送還をすることができるようにしたものです。

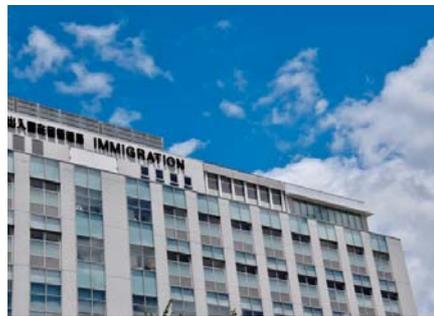
3. なぜ改正が必要だったのか

従来の制度では、難民認定申請中で在留許可のない外国人の方は入国管理庁の収容施設に収容されるか、仮放免の許可を得て日本に滞在しています。仮放免とは健康上の理由などで一時的に収容が解除される状態です。新型コロナウイルスが流行した時期に収容所では収容しきれなくなり、多くの方が仮放免の状態になりました。

仮放免中は以下のような制限がかかります。

- ・就労することができない
- ・生活保護を受けることができない
- ・移動に制限がかかる（都府県をまたぐ移動には許可が必要）
- ・国民健康保険に入ることができない
- ・在留許可がないため、賃貸物件に入居することが困難
- ・義務教育は受けることができるが、高校無償化等は受けることができない。

仮放免の方は日本国としてはそもそも帰国して欲しい方なのですが、これらの制限はさすがに厳しすぎるという意見もあります。また、制限が厳しすぎるためにそもそも生活することができない状態であるため、禁止されている就労をせざる



るをえず、不法な状態に陥りやすいという実態もあります。

最近ニュースで話題になっていますが、埼玉県川口市でクルド人解体業者が法律を守らずに就労をした結果、危険な解体

現場、ダンプの過積載による危険な運搬等で問題になっています。

彼らの中には仮放免中の方が多く、そもそも就労してはいけない状態です。改正前入管法ではこれらの方が難民認定申請を繰り返すことによりなし崩的に日本に滞在していました。そのため、この状態を是正するために入管法が改正されました。

4. 改正に対する様々な意見

反対意見

- ・難民認定申請をしている方の多くは母国に強制送還されてしまうと不当な刑罰に処されたり、迫害されてしまう危険性があることから、強制送還は避けるべきだ。
- ・そもそも日本では難民認定申請はほぼ認められていないので、基本的人権の見地からもっと認めるべきだ。

賛成意見

- ・そもそも日本に在留してはいけない方を強制送還しやすくするだけなので賛成。
- ・不法就労の外国人が増えると治安が悪化しそうだからもっと取り締まってほしい。

筆者の意見

基本的人権の見地から諸外国並みに難民を受け入れることは必要だが、認められなかった人がなし崩的に在留し続けてしまう現在の状態には問題があるため、改正には賛成。

外国人受け入れの問題は日本として避けて通れない問題です。皆様はどうお考えでしょうか？

Contents

- 入管法の改正
～難民申請3回目以降の申請者は強制送還の対象になりました～
- AIが人間の知能を超える？
- 新スタッフ紹介
- 登録しませんか？建設キャリアアップシステム（CCUS）
- 編集後記

AI が人間の知能を超える？

(益子)

AI（人工知能）は現在、私たちの生活に欠かせないものとなっています。Siri や Alexa、家電ではお掃除ロボットなど、利用している方も多いのではないのでしょうか。ファミリーレストランでも配膳ロボットが食事を運び、飲食店やホテルでの受付もロボットが対応している、というのを見たことがあるのではないのでしょうか。わからないことがあった時の問い合わせなどでも、チャットで AI が解答してくれる、電話応対でも AI が対応することも増えてきました。AI はすでに私たちの日々の生活に溶け込み、便利なものとして利用されています。



みなさんは「シンギュラリティ」という言葉をご存知でしょうか。シンギュラリティとは、「技術的特異点」と訳され、AI が人類の知能を超える転換点のことを言います。難しい言葉ですが、簡単に言うと「このまま AI が進化していくと、いつか人類の知能を超えるのではないか？」ということです。専門家の予想では、2045 年にシンギュラリティが到達する可能性が高いと言われています。

実際に AI が人類の知能を超えた場合、私たちの生活はどうなるのでしょうか？

まず考えられるのは、雇用の大幅な減少です。人々が担っていた仕事や作業が AI に完全に置き換えられ、私たちの仕事がなくなるのではないかと、ということです。

多くの人々の仕事が失われた場合、私たちの生活にも大きな変化が訪れそうです。

まず、経済格差が広がっていくことが考えられます。政府はベーシックインカム（最低限所得保障）を導入するかもしれませんが、働かなくなることでの健康への影響などもあるかもしれません。社会保障や年金制度なども大きく変化することが考えられます。

私たちの生活を便利にするものが、いずれ私たちの生活を

脅かすかもしれないとは、今の段階では現実的には考えられません。

AI の普及で医療や介護では助けられることも多いと考えられます。人材不足を補うためにロボットを活用するなど、働く側にメリットがあるだけでなく、医療や介護を受ける側の人たちにとっても十分にメリットがあるとすれば、AI やロボットを活用することは良いことだと考えられます。

また、最近では法律の世界でも活用されています。膨大な判例や法律の知識を活用し、瞬時に適切な回答を導くなど、活躍の場は大いにありそうです。

私たちの生活をよりよくするため、今後は AI とどのように関わっていくのかを考える必要があるのかもしれない。

私個人の意見としては、芸術的な世界やクリエイティブなものが求められる仕事、コミュニケーション能力が十分に求められるような場面では、この先どんなに AI が進化したとしても、AI では限界があるように感じています。また、そういった分野でなくても、人間が完全に必要なくなるような仕事はないのではないかと、思っています。

みなさんはどう思いますか？

登録しませんか？建設キャリアアップシステム（CCUS）

（島崎）

今年6月建設業法改正案の成立を受けて、労働者の処遇改善に向けた「労務費の基準」が中央建設審査会により示されることが決まり、またCCUS処遇改善推進協議会では登録技能者向けスマホアプリを導入準備中です。

建設業界全体で処遇改善や建設キャリアアップシステムのメリットが拡充するなかで、登録がまだお済みでない皆様に、改めてその概要についてご説明します。

事業者のメリット

■ 大きい現場にも入れる

キャリアアップシステムの申請のご相談をいただく時、一番多いのが「元請に技能者カードがないと現場に入れなくなると言われた。1日も早くカードが欲しい。」というものです。

キャリアアップシステムの運用開始から6年目となり、現在は義務化されてはいないものの、将来的には登録必須の現場が増えていくと予想されます。

■ 外国人技能実習生を受け入れることができる

外国人技能実習生を雇用し、人手不足を解消したいとお考えの経営者様から多くご相談をいただいております。

外国人技能実習生を受け入れる場合、まず会社が事業者登録を行い、受け入れる技能実習生は全員技能者登録が必須です。キャリアアップシステムに登録することで、実習生も技能や経験に合った処遇につなげていく必要があります。

■ 経営事項審査申請で加点の対象になる

キャリアアップシステムでは、技能者の能力評価制度を導入しており、技能者は4段階にレベル分けされます。経営事項審査申請の際にレベルが上がった技能者がいた場合、経番で加点の対象になります。公共事業の入札に参加したい事業者の方は登録がメリットになります。レベルを上げるためには就業日数の蓄積と資格の取得が必要です。早めに登録して計画的にレベルアップを図りましょう。

■ 事務にかかる負担の軽減

キャリアアップシステムに登録することにより、現場の勤怠管理や作業員名簿の作成等がスムーズに行えるようになります。また、建退共への電子申請が連結可能になることで、これまで煩雑だった手帳や証紙の管理が無くなり事務の簡素化につながります。

技能者のメリット

■ 正当な評価

キャリアアップシステムに登録することにより、就業日数・保有資格・経験などが一括して確認できるようになります。このため、経験のある技能者は正当な評価を得られるようになり、転職時にも有利に働きます。

■ 適切な退職金をもらえる

キャリアアップシステムに登録することにより、就業日数の管理が容易になります。また、建退協制度と連携することにより証紙の貼り忘れ等がなくなり、就業期間に応じた適切な退職金が受け取れるようになります。

■ スキルを磨きやすい環境

前述のように、技能者のレベルが上がると事業者は経営事項審査の際に加点の対象になります。技能者のレベルを上げるためには、就業日数の蓄積と資格の取得が必要です。そのため、事業者から資格取得を促されるケースも増えてくるでしょう。技能者にとっても明確な目標が設定されることでスキルを磨きやすい環境になります。



登録にあたって

登録には下表のような継続的な費用が発生します。

技能者登録料	キャリアアップカードの発行に必要な料金 簡略型：2,500円 詳細型：4,900円
事業者登録料	事業者がシステムを利用する際に必要な登録料（有効期限は5年間） ※登録料は事業者の資本金額により異なります。 例) 資本金500万円未満の場合（個人事業主含む）：登録料 6,000円 資本金500万円以上1000万円未満の場合：登録料 12,000円 資本金1000万円以上の登録料はCCUSのサイトをご確認ください。
管理者ID利用料	1IDあたり11,400円（税込） 一人親方の方の管理者ID利用料は2,400円

引用元：建設キャリアアップシステム HP CCUSの利用手順について

弊事務所でも代行登録を承っております！！

弊事務所では登録手続きの代行も承っております。（上表の費用の他に別途代行手数料が掛かります。）

元請からの要請や経営事項審査、公共工事の受注の関係で登録をお考えの方、登録を考えているが時間がなくて出来ていない方、もうすぐ更新を迎える方、弊事務所の営業担当者までお気軽にお問い合わせください。

新スタッフ紹介

ハイク行政書士法人では、今年4月にスタッフ1名が退職しまして、後任に1名新メンバーが加わりました！
このコーナーでは、新スタッフをご紹介します。



4月下旬に入社しました、益子 理美（ましこ さとみ）と申します。
前職ではスーパーでネットスーパースタッフとして働いていました。夫と保育園に通う娘の3人家族です。
日々子どもの成長する姿を見るうちに自分の将来について考えるようになり、行政書士試験に挑戦することを決意しました。
仕事と家事、育児をしながらの勉強は大変でしたが、家族の応援と協力もあり合格することができました。
これからもコツコツと努力を積み重ね学びながら、お客さまに寄り添うことのできる行政書士を目指したいと思っています。

趣味は漫画を読むこと、音楽を聞くこと、パン屋さんめぐりです。

試験勉強中は漫画を読むことと、YOASOBIの音楽を聞くことがとても息抜きになっていました。
YOASOBIの「アイドル」を流すと、娘も歌いながら踊っていました。

今後ともよろしくお願いたします。

益子さんってこんな人

本人の言葉にもある通り、コツコツと努力して、新しい知識も貪欲に吸収してってくれています。穏やかな雰囲気の人ですが、芯が強くガッツもあると思います！！
(熊谷)

編集後記

暑い日が続きますがいかがお過ごしですか？

この鳩の森がお手元に届くころは、パリ五輪が始まっていますね！

この原稿を書いている時点では、開幕まで1週間を切って、もうすぐオリンピックが始まる！という盛り上がり感が徐々に増しているところです。

今回も、きっとたくさんの感動や興奮やドラマがみられることでしょう。

今からとても楽しみです！

ただ、夜更かししすぎて体調など崩さないよう、体調管理に気を付けて猛暑を乗り切りたいと思います。

(熊谷)



建設業・建築士事務所登録・宅建業・産業廃棄物収集運搬業など各種許認可申請
外国人の在留資格（ビザ）の取得・更新・変更手続き
会社・一般社団法人・NPO法人の設立手続き
融資申請支援（日本政策金融公庫・保証協会など）

発行：ハイク行政書士法人

東京都渋谷区代々木 2-5-1-705

電話：0120-189-819

営業時間：平日 9時～18時